オ　最終処分場における設備
　a　集排水設備・通気装置
　　適正な集排水管敷設・集水ピットの設置・竪型ガス抜き設備の設置等による準好気性埋立構造の導入、埋立地から発生するメタンガスの回収・処理設備の導入その他の必要な措置
　b　浸出液処理設備
　　ばっ気ブロワ風量・ポンプ流量調整のインバータ制御システムの導入、ばっ気・攪拌（かくはん）装置及び固液分離装置における最適供給量制御システム・運転台数自動制御装置の導入その他の必要な措置
カ　アからオまでに掲げる設備以外のもの
　アからオまでに掲げる措置のうち適用可能な措置
②　温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法
　廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。特に次に示す設備ごとに、その使用方法については、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。
ア　廃棄物の収集運搬車等
　収集経路の最適化、バイオ燃料の利用及び運転時の緩やかな発進、急な加減速の少ない運転、アイドリングストップ等のエコドライブの推進その他の必要な措置
イ　廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）
　a　受入供給設備
　　投入扉用の油圧ユニットの間欠運転その他の必要な措置
　b　燃焼（溶融）設備
　　適正な年間運転スケジュールの作成及び運転炉数の適正化による連続運転の実施・燃焼の安定化・低負荷運転の回避、燃料使用量の極小化、排出係数の小さい燃料等への転換、施設内排水の噴霧蒸発処理の極小化又は廃止及び下水道放流化その他必要な措置
　c　灰溶融設備
　　電気式溶融炉における最適電力制御、燃料使用量の極小化、排出係数の小さい燃料等への転換、廃棄物等の利用による化石燃料の削減その他の必要な措置
　d　排ガス処理設備
　　白煙防止装置の運用停止による蒸気の効率的利用その他の必要な措置
　e　熱回収設備
　　ボイラー伝熱面上のダスト堆積抑制・清掃、スートブロワ実施回数の適正化、空気予熱器における温度制御の適正化その他の必要な措置
ウ　廃棄物系バイオマスの利用のための設備
　処理対象物の均質化や搬入量の安定化等による稼働の安定化その他の必要な措置
エ　し尿処理施設における設備
　適正な年間運転スケジュールの作成による運転の効率化その他の必要な措置
オ　最終処分場における設備
　調整池の堆積物や貯水量の削減による集排水管の水没防止・浸出液調整池の流量調節機能の確保、降雨量・浸出液量の照合等の浸出液処理施設の適切な運転管理、管内定期点検及びスケール除去、管内水のポンプによる導水による集排水管の閉塞防止、砕石等による保護等のガス抜き管の目詰まり防止その他の必要な措置
カ　アからオまでに掲げる設備以外のもの
　アからオまでに掲げる措置のうち適用可能な措置
(3)　温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の目安
　廃棄物処理事業者等が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる、別表第一に掲げる式により算出した、一般廃棄物焼却施設ごとの一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類ごとの値とする。

第二　日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

一　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的な措置
(1)　その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等
　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。
　また、事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、低炭素社会づくり行動計画（平成二十年七月二十九日閣議決定）に記載されたカーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。）や、エコ・アクション・ポイント（温室効果ガスの排出削減に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、その当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。
(2)　日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等
　事業者は、日常生活用製品等について、当該製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。
　また、事業者は、国民による日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品等の選択を支援するため、例えば、当該製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量その他必要な情報を適切に提供するための責任者及び担当者を指名し、相談窓口を明確化する等、その体制を整備するとともに、例えば、環境報告書、インターネット等を通じた情報の提供等を行うことが望ましい。
(3)　情報の提供に当たっての他の団体等との連携
　(2)に規定する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国センター、地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。

二　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置
　事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うよう努めること。次に示す日常生活用製品等ごとに、その製造等については、当該日常生活用製品等の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。
(1)　照明機器
　高周波点灯形蛍光灯、電球形蛍光灯、ＬＥＤ（発光ダイオード）等の使用時のエネルギー消費量が少ない照明機器の製造等の推進